

「指定部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて
 （平成 7 年 11 月 1 6 日自技第 235 号）の一部を改正する通達案新旧対照表

新	旧
<p>「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショックアブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品）」とは、以下の自動車部品をいう。</p> <p>. アクセサリー等の自動車部品 1 . ~ 4 . (略)</p> <p>. 運行にあたり機能する自動車部品 1 . ~ 5 . (略) 6 . そのほかの部品 (1) 規程灯火器類 (2) ミラー <u>(3) ディーゼル微粒子除去装置 (酸化触媒、DPF 等)</u></p>	<p>「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショックアブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品）」とは、以下の自動車部品をいう。</p> <p>. アクセサリー等の自動車部品 1 . ~ 4 . (略)</p> <p>. 運行にあたり機能する自動車部品 1 . ~ 5 . (略) 6 . そのほかの部品 (1) 規程灯火器類 (2) ミラー</p>